

○自衛隊の行動等における会計事務の取扱いに関する達

昭和48年 1 月10日 航空自衛隊達第13号

航空幕僚長 空将 白川元春

改正 昭和59年 5 月28日 航空自衛隊達第16号
昭和61年 2 月10日 航空自衛隊達第 5 号
平成元年 3 月16日 航空自衛隊達第25号
平成元年 6 月29日 航空自衛隊達第36号
平成 2 年 3 月27日 航空自衛隊達第14号
平成 6 年 1 月12日 航空自衛隊達第 1 号
平成12年10月10日 航空自衛隊達第44号
平成24年 6 月15日 航空自衛隊達第40号
平成25年 3 月25日 航空自衛隊達第20号
平成29年 6 月23日 航空自衛隊達第27号
令和元年 6 月27日 航空自衛隊達第14号
令和 3 年 3 月25日 航空自衛隊達第25号

自衛隊の行動等における会計事務の取扱いに関する達を次のように定める。

自衛隊の行動等における会計事務の取扱いに関する達（登録外報告）

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 任命（第 4 条―第10条）

第 3 章 前渡資金（第11条・第12条）

第 4 章 会計事務（第13条―第17条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この達は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第 6 章に定める自衛隊の行動並びに訓練、演習、部隊輸送及び航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）第2条に定める航空救難業務（以下「自衛隊の行動等」という。）における会計事務の取扱いについて定め、もって自衛隊の行動等における会計事務を迅速、かつ、円滑に実施することを目的とする。

（準拠規則等）

第 2 条 自衛隊の行動等における会計事務の取扱いは、航空自衛隊会計事務取扱規則（昭和48年航空自衛隊達第 2 号。以下「会計規則」という。）その他関係法令の定めるところによるほか、この達の定めるところによる。

（定義）

第 3 条 この達において「契約担当官」、「分任契約担当官」、「出納員」、「収入官吏」、「資金前渡官吏」、「分任資金前渡官吏」又は「歳入歳出外現金出納官吏」とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の 2 第 3 項、第 5 項若しくは第40条に規定す

る契約担当官、分任契約担当官、出納員又は出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）に規定する収入官吏、資金前渡官吏、分任資金前渡官吏若しくは歳入歳出外現金出納官吏をいう。

- 2 この達において「会計事務」、「出納官吏」、「部隊等」、「航空方面隊司令官等」、「基地業務担当部隊等」又は「銀行等」とは、会計規則第2条、第3条第9号、第4条第2項、第5条第1項若しくは第23条に規定する会計事務、出納官吏、部隊等、航空方面隊司令官等、基地業務担当部隊等又は銀行等をいう。

第2章 任命

（分任資金前渡官吏又は出納員の任命）

第4条 航空総隊司令官等は、自衛隊の行動等のため必要がある場合は、原則として、隷下部隊に所属する会計職域にある幹部を分任資金前渡官吏又は出納員に任命し、会計事務を行わせるものとする。

（資金前渡官吏又は出納員の任命）

第5条 航空幕僚長は、前条に定める場合を除き、自衛隊の行動等のため必要がある場合には、原則として会計職域にある幹部を資金前渡官吏又は出納員に任命し、会計事務を行わせるものとする。

（出納員の任命）

第6条 基地司令（基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第3条に定める基地司令をいう。以下同じ。）は、自衛隊の行動等のため基地から離れて行動する部隊が臨時に編組された場合であって、会計機関を設置して会計事務を行う必要があり、かつ、前2条による資金前渡官吏、分任資金前渡官吏又は出納員の任命のいとまがない場合は、原則として、当該基地の所在部隊等の会計職域にある幹部を出納員に任命するものとする。

- 2 基地司令は、出納員を任命する場合は、別紙様式第1に定める任命書により行い、出納員を解任する場合は、別紙様式第1の2に定める解任書により行うものとする。

（契約担当官等の指定）

第7条 前3条の規定に基づき任命した資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏（以下「資金前渡官吏等」という。）を契約担当官に、同条の出納員を分任契約担当官に指定する。

（収入官吏及び歳入歳出外現金出納官吏の任命）

第8条 航空幕僚長及び航空総隊司令官等は、第4条及び第5条の規定に基づき任命した資金前渡官吏等を必要に応じ、収入官吏及び歳入歳出外現金出納官吏に任命することができる。

（個別命令の発令）

第8条の2 第4条、第5条及び第8条の規定による任命並びに第7条の規定による指定は、事務の範囲を明らかにした個別命令により行うものとする。当該任命された職務を解任する場合及び当該指定を解除する場合についても、同様とする。

（所属会計機関）

第9条 出納官吏及び出納員の所属会計機関は、別表の定めるところによる。

（報告）

第10条 部隊等の長は、第5条の規定により任命された場合を除き、所属の隊員を出納官吏及び出納員に任命したとき又は所属の隊員が出納官吏及び出納員に任命されたときは、すみやかにその官職氏名を航空幕僚長（会計課長気付）に報告するものとする。（登録外報告）

第3章

（預金）

第11条 資金前渡官吏等は、預託金の取扱いについて会計規則第23条の規定に該当する場合は、航空幕僚長の承認があったものとして銀行等に預金することができる。

（現金の手許保管）

第12条 資金前渡官吏等が、日本銀行所在地外に在勤する場合は、会計規則第24条の規定の制限を超えて現金を保管することができる。ただし、その金額は、必要最小限にとどめるものとする。

第4章

（交付決議書等の作成）

第13条 出納員の所属する資金前渡官吏等は、出納員に資金を交付し、又は戻入させる場合には、会計規則第49条の規定により別に定める交付決議書により決議し、その写しを出納員に交付するものとする。この場合において、同条において別に定める支払決議書に所要の修正を行い、交付決議書として使用することができる。

2 前項の資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏と、出納員との資金の授受は、別紙様式第2に定める資金交付及び受領書により行うものとする。

（記帳）

第13条の2 出納員の所属する資金前渡官吏等は、出納員に資金を交付した場合は現金出納簿の払欄に、資金が戻入された場合は現金出納簿の受欄に記入するものとする。ただし、前渡資金整理簿及び契約簿にあつては、資金の交付及び戻入のいずれの場合にも払欄に記入し、戻入された場合は朱書きするものとする。

2 出納員は現金の出納の都度、1件ごとに現金出納簿（給与主任官用）に記帳し、必要がある場合は、予算科目ごとに区分を設けてその内容を明らかにしておくものとする。

（契約行為書、支払決議書及び帳簿の省略）

第14条 出納官吏、出納員、契約担当官及び分任契約担当官は、現地において契約又は支払に係る通常の会計事務を実施することが困難な場合は、見積書及び請求書等の余白に次の欄を設け、所要事項を記載し確認することにより会計規則第19条に規定する契約行為書及び同達第25条に規定する決議書（支払決議書）に代えることができる。

年 月 日	予算科目	
契約（支払）する。	番 号	第 号

2 出納官吏、契約担当官及び分任契約担当官は、会計規則第10条、第21条、第33条

及び第39条の規定にかかわらず現金出納簿及び小切手整理簿を除き省略することができる。

(規則の制定)

第15条 航空総隊司令官等及び基地業務担当部隊等の長は、自衛隊の行動等における会計事務の取扱い及び現金、小切手等の安全を期するため、その保管及び輸送等の警戒方法について、細部の規則を定めるものとする。

(帳簿金庫の検査)

第16条 出納官吏及び出納員の帳簿金庫の検査は、出納官吏及び出納員の廃止又は交替の都度、行うものとする。ただし、当該出納官吏又は出納員を任命した者が必要と認める場合は、臨時に検査を行うものとする。

2 帳簿金庫の検査員は、前項ただし書の規定による臨時の検査の場合を除き、出納官吏の場合にあっては、当該出納官吏の所属する部隊等の長とし、出納員の場合にあっては、当該出納員の所属する出納官吏とする。

(計算証明)

第17条 出納員の取り扱った計算は、所属の出納官吏の計算に併算するものとする。

2 出納員の取り扱った計算に係る証拠書類は、予算科目ごとに別紙様式第3に定める仕切紙により区分し、支払年月日順に編集して、当該出納員の所属する資金前渡官吏等の計算に係る証拠書類の次に付すものとする。

附 則

この達は、昭和48年7月10日から施行する。

附 則 (昭和59年5月28日航空自衛隊達第16号)

この達は、昭和59年5月28日から施行する。

附 則 (昭和61年2月10日航空自衛隊達第5号)

1 この達は、昭和61年2月10日から施行する。

2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

3 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の用紙は、残存部数に限り所用の修正をして使用することができる。

附 則 (平成元年3月16日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則 (平成元年6月29日航空自衛隊達第36号)

この達は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月27日航空自衛隊達第17号)

この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年1月12日航空自衛隊達第1号)

1 この達は、平成6年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の用紙は、残存部数に限り所用の修正をして使用することができる。

附 則 (平成12年10月10日航空自衛隊達第44号)

この達は、平成12年10月10日から施行する。

附 則（平成24年 6 月15日航空自衛隊達第40号）
この達は、平成24年 6 月15日から施行する。

附 則（平成25年 3 月25日航空自衛隊達第20号抄）
この達は、平成25年 3 月26日から施行する。

附 則（平成29年 6 月23日航空自衛隊達第27号）
この達は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

- 附 則（令和元年 6 月27日航空自衛隊達第14号）
- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
 - 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 3 年 3 月25日航空自衛隊達第25号）
この達は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

出納官吏等の所属会計機関

任命権者	所属会計機関	被任命出納官吏等	摘要
航空幕僚長	官署支出官	資金前渡官吏	収入官吏及び歳入歳出外現金出納官吏については会計規則の定めるところによる。
	当該基地の資金前渡官吏	出納員	
航空総隊司令官 航空支援集団司令官 航空教育集団司令官 補給本部長 航空方面隊司令官 南西航空混成団司令	航空総隊司令部等の資金前渡官吏	分任資金前渡官吏	
	当該基地の分任資金前渡官吏	出納員	
基地司令	当該基地の資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏	出納員	

別紙様式第 1 （第 6 条関係）

任 命 書

自衛隊の行動等における会計事務の取扱いに関する達（昭和48年航空自衛隊達第13号）第 6 条の規定により次のとおり出納員及び分任契約担当官に任命する。

年 月 日

基地司令
階級氏名

被任命者		所属会計機関	
部隊等 名 階級（級） 氏 名		官 職 氏 名	
事務の 範 囲	自衛隊の行動等のため交付された前渡資金の範囲内における契約に関する事務及び支払いに関する事務		
責 任	出納員及び分任契約担当官は、会計法（昭和22年法律第35号）及び予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)による弁償責任と懲戒責任を有する。		

備考：用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用する。

別紙様式第 1 の 2 （第 6 条関係）

解 任 書

部隊名 階級(級) 氏名 殿

自衛隊の行動等における会計事務の取扱いに関する(昭和48年航空自衛隊達第13号)
第 6 条の規定により 年 月 日付で任命した出納員及び分任契約担当官を解
任する。

年 月 日

基地司令
階級 氏名

備考：用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用する。

別紙様式第 2 (第 1 3 条関係)

資金交付(返納)及び受領書

交 付 (返 納)		受 領	
次の金額を交付(返納)する。 年 月 日 階級(級) 氏 名		次の金額を受領した。 年 月 日 階級(級) 氏 名	
金 額	¥		
金 種	金 額	摘 要	
10,000			
5,000			
2,000			
1,000			
500			
100			
50			
10			
5			
1			
備 考			

備考：用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用する。

別紙様式第 3 (第 1 7 条関係)

仕 切 紙

← 1 cm →

科 目	支 払 額
計	

紙数 枚

出納員

所 属 階 級 氏 名

← 茶 色

備考：用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし縦長に使用する。